



東京愛らんどフェアが
開催されました

「島の良いもの、海を越えてやってきた!」と銘打った「東京愛らんどフェア『島じまん2018』」が、5月26日(土)・27日(日)の2日間、港区にある竹芝桟橋で開催されました。

「島じまん」とは、2年に一度開催される、東京の島々の特産品の販売や特設ステージでの郷土芸能の披露など、企画が盛りだくさんの伊豆諸島・小笠原諸島の魅力を体験・発信するイベントです。



▲ 展望エリアから見渡すメインエリア

会場では、神津島の新鮮なキハダマグロ・メダイ・赤イカがたっぷり盛り込まれた海鮮づけ丼など、各島の食材を使用したご当地料理の数々が提供され、それらを求める人々で行列ができていました。その他にも各島の特産品の展示・販売が行われ、こちらも大いににぎわっていました。

さらに、西多摩地域町村の特産品や、東日本大震災の復興応援として福島県の特産品の販売等もあり、こちらも大人気でした。

会場内に設置された特設ステージでは、2日間途切れることなく、各島の伝統的な踊りなどの郷土芸能の披露や、ゲストとして東京海洋大学名誉博士／客員准教授である「さかなクン」の世界一受けたいお魚授業などが催されました。

郷土芸能の披露では、太鼓のリズムや演舞者のパ

フォーマンスなどでステージと観客が一体となって盛り上がり、「さかなクン」のお魚授業では、「伊豆諸島・小笠原諸島の魚介類や海洋生物」をテーマに、ご自身が描かれたイラストを基に、分かりやすい解説で家族連れからお年寄りまで観客を楽しませていました。



▲ 特設ステージでの神津島太鼓の演奏

他にも、アンケートに答えると利島産の椿油で作られた島椿せっけん等の景品が当たる抽選コーナーや、三宅島をドローンから撮影した映像が楽しめるVR体験コーナー、新島の貝殻などを使ったアクセサリーづくり、戦前から小笠原に伝わる固有種「タコノキ」の葉を編み上げた民芸品づくりなどの体験型のイベントもありました。



▲ 新島・式根島の貝殻等を使用したグッズの販売

また、「椿まつり写真コンクール」の入賞作品も会場に掲示され、たくさんの方がそれぞれの作品に見入っていました。

天候にも恵まれ、2日間で延べ約11万人が来場し、島の魅力を伝えるために開催された『島じまん2018』は、大盛況の中で幕を閉じました。

皆さんは、東京島しょ地域には9つの町村があり、一般住民が住む有人島は、11島あることを御存知でしょうか。

東京から各島へのアクセスは、竹芝桟橋発の船便の他に航空便(一部の島のみ)があります。

それぞれの島の魅力をもっと間近で味わうために、是非、東京の島へ行ってみませんか。

～活動支援制度を活用して 広域的な市民活動を始めてみませんか?～

平成30年度 広域的市民ネットワーク活動支援制度

申請団体募集中!!

当調査会では、多摩地域を先導するまちづくり運動として、市町村のワクを越えて行われる市民活動がより拡大し、充実したものとなるために支援をしています。

現在、市民活動はさまざまな分野・テーマに及んでいます。特に子育て・高齢者・障害者支援、防犯・防災活動などは、より市民の力が必要とされています。

日頃の皆さんの広域的な活動の成果や発表の場の経費の一部を助成することによって、市民ネットワークや相互交流を推進し、多摩地域のひとづくり、まちづくりへとつなげていきます。

活動支援制度とは?



(1) 対象

- 市民活動を一つの市町村だけではなく、複数の市町村で行う活動として、新たに広域的な市民ネットワークをつくらせたい、もっと拡充したいとお考えの市民団体

(2) 助成率及び金額等

- 助成対象事業費の60%(30万円が限度)
- 助成期間は、連続する3年度の間で2回まで(ただし、1年度間で1回の支援が限度)

申請の主な要件は?

(1) 支援の対象となる団体の主な要件

- 多摩地域で広域的な市民活動をしてみたい、または、拡充したいとの意向のある団体で、支援の必要があると認められること。(※既に自立的な活動を継続して行っている団体、当調査会の助成制度・支援制度を受けた団体は対象外です。)
- 本拠地が多摩地域内にあり、活動区域が多摩地域内複数自治体内である(志向している)こと。

(2) 支援対象となる主な活動(事業)要件

- 多摩地域のまちづくりにおける広域的な課題を活動テーマとしていること。
- 多摩地域全体の市民を対象とした活動(事業)であること。
- 市民団体が主体的、創造的に取り組む活動(事業)であること。

※ その他にも申請に当たっての要件がありますので、下記の方法で制度の詳細をご確認ください。

制度の詳細は、多摩交流センターで配布している「平成30年度広域的市民ネットワーク活動支援制度【活動支援】の手引き」、または、当調査会のHP (<http://www.tama-100.or.jp/>) をご覧ください。「手引き」はホームページ内でダウンロードすることもできます。

申請に当たっては、随時相談を受け付けていますので、お気軽にお問合せください(事業実施の2カ月前までにご連絡ください)。

問合せ先

公益財団法人 東京市町村自治調査会 事業部 企画課
東京都府中市新町2-77-1 TEL 042-382-7781

※この制度は、当調査会の平成30年度予算の範囲内での実施になります。
※既に自立的な活動を継続して行っている団体が対象の「平成31年度事業助成」制度は、11月頃に説明会を行う予定です。